

# <大垣共立>ローンカード規定

**OKB 大垣共立銀行**

# ＜大垣共立＞ローンカード規定

## 1. (カードの利用)

＜大垣共立＞ローンカード（以下「カード」といいます。）は、カードローン契約に基づいて開設したカードローン口座（以下「当座勘定」といいます。）について、次の場合に利用することができます。

- (1) 株式会社大垣共立銀行（以下「銀行」といいます。）の現金自動支払機（以下「CD」といいます。）または現金自動預入引出機（以下「ATM」といいます。また、CDとATMを以下「自動機」といいます。）および銀行が共同利用による現金支払業務を提携した金融機関（以下「提携金融機関」といいます。）の自動機を使用して当座勘定から払出し（貸越）する場合。
- (2) 銀行のATMおよび銀行が共同利用による現金預入業務を提携した提携金融機関のATMを使用して当座勘定に入金（返済）する場合。
- (3) その他銀行が定める取引をする場合。

## 2. (自動機による当座勘定からの払出し（貸越）)

- (1) 自動機を使用して当座勘定から払出し（貸越）するときは、自動機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力し操作してください。この場合請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による当座勘定からの払出し（貸越）は、銀行または提携金融機関所定の金額単位とし、1回あたりの払出し（貸越）金額は、銀行または提携金融機関が定めた範囲内とします。
- (3) 1日あたりの払出し（貸越）は、銀行所定の金額または銀行所定の方法により届出を受けた銀行所定の金額の範囲内とします。ただし、提携金融機関の自動機を利用した場合の払出し（貸越）可能枠は、提携金融機関の定めた範囲（本人が提携金融機関の定めた範囲を下回る払出し（貸越）可能枠を指定した場合はその金額）とします。
- (4) 自動機による当座勘定からの払出し（貸越）は、払出し（貸越）金額と第4条の手数料金額との合計額が払出し（貸越）することのできる金額（払出し（貸越）を利用できる範囲内の金額）を超えるときは払出し（貸越）することができません。

## 3. (ATMによる当座勘定への入金（返済）)

- (1) ATMによる当座勘定への入金（返済）をするときは、ATMにカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる当座勘定への入金（返済）は、ATMの機種により銀行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金（返済）は、紙幣、硬貨とも銀行所定の枚数（提携金融機関のATMは提携金融機関所定の枚数）による金額の範囲内とします。

## 4. (自動機利用手数料)

- (1) 銀行の自動機を使用して当座勘定から払出し（貸越）するときは、銀行が特に定めた時間帯に限り、銀行所定の手数料（消費税込）をいただきます。この手数料は払出し（貸越）時に請求書なしで当座勘定から自動的に引落します。
- (2) 提携金融機関の自動機を使用して当座勘定から払出し（貸越）するときは、提携金融機関が定めた手数料（消費税込）をお支払いただきます。

この手数料は払出し（貸越）時に請求書なしで当座勘定から自動的に引落したうえ、銀行から提携金融機関に支払います。

## 5. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、銀行が定めた金額を限度として、銀行本支店の窓口でカードにより当座勘定から払出し(貸越)または、当座勘定へ入金(返済)をすることができます。なお、提携金融機関の窓口では、この取扱いをいたしません。
- (2) 前項による払出し(貸越)を受ける場合には、銀行所定の請求書にお名前、払出し(貸越)金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、入金(返済)する場合には、銀行所定の入金伝票にお名前、入金(返済)金額を記入のうえ、現金およびカードとともに提出してください。

## 6. (カード・暗証の管理等)

- (1) 銀行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、銀行から本人に交付したカードであることおよび、入力された暗証と届出の暗証とが一致することを銀行所定の方法により確認のうえ払出し(貸越)を行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、銀行のATMを使用し、お届けの暗証を変更することもできます。この場合は第9条の定めにかかわらず、書類の提出は不要とします。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または、他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から銀行に通知してください。この通知を受けたときには、直ちにカードによる払出し(貸越)停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、銀行所定の届出書を銀行に提出してください。

## 7. (偽造カード等による払出し(貸越)等)

偽造または変造カードによる当座勘定からの払出し(貸越)については、本人の故意による場合または当該払出し(貸越)について銀行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、銀行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について銀行の調査に協力するものとします。

## 8. (盗難カードによる払出し(貸越)等)

- (1) カードの盗難により他人に当該カードを不正使用され生じた払出し(貸越)については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は銀行に対して当該払出し(貸越)にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気付いてからすみやかに、銀行への通知が行われていること
  - ② 銀行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 銀行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払出し(貸越)が本人の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日(ただし、銀行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数)前の日以降になされた払出し(貸越)にかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払出し(貸越)が行われたことについて、銀行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる銀行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な払出し（貸越）が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合には、銀行は責任を負いません。

① 当該払出し（貸越）が行われたことについて銀行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A. 本人に重大な過失があることを銀行が証明した場合

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

C. 本人が被害状況についての銀行に対する説明において重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

## 9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から銀行所定の方法により銀行に届出てください。

## 10. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、銀行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合には、銀行所定の再発行手数料をいただきます。

## 11. (自動機への誤入力等)

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、銀行は責任を負いません。なお、提携金融機関の自動機を使用した場合の提携金融機関の責任についても同様とします。

## 12. (解約、カードの利用停止等)

(1) カードローン口座を解約する場合またはカードを取りやめる場合には、そのカードを返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など銀行がカードによる自動機の利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行から請求があり次第直ちにカードを返却してください。

(3) 次の場合には、カードによる自動機の利用を停止する場合があります。この場合、銀行の窓口において銀行所定の本人確認書類の提示を受け、銀行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第14条に定める規定に違反した場合

② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると銀行が判断した場合

## 13. (カードの有効期間)

カードの有効期間は、当該カードローンの当座貸越契約に定める取引期間とします。なお、当座貸越契約に定める約定により取引期間が延長された場合には、カードの有効期間を同様に延長します。

## 1 4. (譲渡・質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入、または貸与することはできません。

## 1 5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 1 6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当座貸越契約に従って取扱うものとします。

以 上